

# 令和5年11月7日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年11月7日(火)  
13時58分～14時30分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件  
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件  
議案第26号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

出席委員 19名

1番 田 悟 敏 子	12番 和 田 由美子
2番 三 輪 和 雄	13番 渋谷 達 也
3番 吉 江 秀 一	14番 西 村 一 成
4番 石 丸 正 明	15番 中 田 栄 信
5番 宮 西 勝 昇	16番 高 橋 賢 治
6番 加 賀 谷 良 雄	17番 山 本 克 博
8番 唐 島 隆 夫	18番 大 浦 正
9番 加 藤 裕	19番 福 原 智 子
10番 山 崎 外 喜 雄	20番 水 上 龍 二
11番 中 川 邦 夫	

欠席委員 7番 木 村 鉄 雄

令和5年11月7日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。予定されていた方については全員お揃いですので、ただいまから11月の総会を始めたいと思います。まずもって、先月末までに皆さんにはご足労いただきまして、利用状況調査をしていただきました。ほんとにありがとうございました。何分慣れない方もおられた方もおられたと思いますが、こういうような農地が小矢部にはまだあるということを今一度再認識されたかと思います。その利用について事務局を含めまして、どう利用していくのか、あるいは農地としては利用できないよと判断をしていくのかということを進めてまいりたいと思います。それでは、欠席委員は、木村委員さんとなっております。ただいまの出席委員は、19名で定足数（過半数）に達しておりますので、総会は成立しております。ただいまから総会を始めたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名委員を指名いたします。10番の山崎委員さんと11番の中川委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第25号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</p> <p>○議案第26号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号17番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積は5,426㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしている</p>

	ものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>報告いたします。今言われたように譲渡人の〇〇さん、譲渡人の〇〇さんで親子でございます。</p> <p>この田は土地改良されて耕作されております。家族でやっております。相続で移転をすることもできるのですが、どうして贈与という形で生前にされるのかと聞いてきました。元気なうちに後継者を決めて、後継者に覚悟を持って守っていつてもらいたいという思いから、今回こういう生前贈与という形でやりたいという話でした。昨年中にも住宅の方は名義を息子の方に変えたという流れで他の方も生前贈与という形でやりたいという話でした。〇〇さんの方も大変であるが、頑張っていていきたいという話で、親の思いをくんで頑張っていてくれるものだと思っております。報告は以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	いくつの方からいくつの方へ贈与されたのですか。
〇〇委員	親は87歳、息子は61歳です。付け加えて言いますと、会社をやっております、会社の方も息子さんに代表権などを移したと、自宅も息子に渡した、田んぼも渡して後継者として頑張ってくれという話でございます。
〇〇委員	〇〇さんに渡したのはこの3筆だけですか。
〇〇委員	今回はこの3筆で、他に菓草園をやっております、それはまだで、他に土地改良の行っていない田ということで、これはまだ待ってしようという話でした。
〇〇委員	〇〇1の地積しか載っていませんが、残りの地積はわかりますか。
〇〇委員	〇〇15番は2391㎡、〇〇2241番は1933㎡です。

会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号20番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が339㎡となっており、一般住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号20番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>報告いたします。先ほどありましたように、譲受人は〇〇さん、受渡人は〇〇さん、申請地は〇〇46番、48番です。所有権移転ということで、現況は田んぼです。一般住宅の建設です。〇〇さん今現在89歳、〇〇さんはお孫さんです。今現在〇〇でアパートに住んでいます。最終的にはこちらで結婚されてどこかで家を建てたいということでしたが、将来的には長男ということで田んぼなどを受けつくという形になると思いますが、同居ではなく、新しい家をとということで、今後実家に帰ってきて継いでいきたいということです。</p> <p>区長さんとも話しましたが、周りの用水にも問題はないということで、転用申請には問題ないということで、よろしく願います。</p>

会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号20番について、質問が無いようですので、次に、受付番号21番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号21番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん外1名です。対象の農地は3筆で合計面積が686㎡となっており、本宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域内であるため第3種農地となり、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	<p>ご報告申し上げます。譲受人は〇〇さん外1名、譲り渡しの場所は〇〇の後の角地であります。面積が全部で686㎡あり、こんな大きな面積があるんですかと質問しましたが、将来的には駐車場を確保しておいて家族が増えるということで、今は町におられますが、と話をしたところ、現実的に子供が二人いますが、高校生と中学生になってきて部屋がほしがるようになったと、その子らが大きくなると、家族が増えて車がほしいという願望もあり、思い切って宅地を確保しておきたいということでした。現実、農地の方に行ってみますと、3筆になっていますが、まとめて1枚の田んぼとして以前は耕作されておりました。分割するような形でと思いましたが、地権者との話し合いもなかなかうまくいかなかったということで、やむを得ず、ちょっと大きくても全部用意したいなということで思い切って用意したとっておられました。それで、当地区自身は許可が出る場所でありまして、農地としても耕作されていない状況で、近隣につきましては、営農組合が耕作しておりますが、該当の農地は耕作されていませんでした。</p> <p>水が出なくてできないのかというところでもなく、後継者がいないということでした。当地区の役員、この土地の近隣耕作者及び所有者等の承認承諾書も出ておりますので、何とかご承認いただいて許可をいただけたらと思っております。以上です。</p>

会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
〇〇委員	12ページの図はこのような家を建てたいという図面ということですか。
事務局	このような形で建てたいということで、まだ設計はまだしておられないと思います。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第26号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続いて、議案第26号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第26号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。3ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。内訳につきましては、4ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が194件で、合計面積131,163.76㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。申請の内容は5ページから16ページに記載のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。

会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項は、今回ありません。</p> <p>次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 17～19ページ</p> <p>2) 業務報告・予定 20ページ</p> <p>3) その他連絡事項</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
〇〇委員	<p>利用状況調査の集計はまだですか。</p>
事務局	<p>今からするところです。まだ提出しておられないところあります。</p>
会長	<p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。</p> <p>これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を吉江職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日の審議もご苦労様でした。先月の利用状況調査も大変だったそうで、無事終わったようで良かったと思います。最近はまだ寒くなってきたので、風邪とか健康管理に気をつけて活動をお願いします。</p> <p>以上で11月の総会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>－ 11 月 総会 終了 －</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和5年11月7日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 10 番 山 崎 外喜夫

11 番 中 川 邦 夫